

生徒心得

1 身だしなみ

身だしなみは常に清潔・端正にする。

(1) (服装)

本校指定の制服を正しく着用し、制服の加工や着崩しを慎むこと。

① 指定Aタイプ

・ブレザー、スラックス、Yシャツ、ネクタイ、ベルト

指定Bタイプ

・ブレザー、スカート、Yシャツ、ネクタイ・リボン (オプション)

・ブレザー、スラックス、Yシャツ、ネクタイ・リボン (オプション)

② 夏季用の指定ポロシャツ、気候に応じて着用できる指定ベスト・セーター

③ ソックスは紺・黒・白色の無地でワンポイントまでとする。なお、フォーマル時において、Bタイプのスカートの場合は指定ソックスとする。

④ Aタイプのベルトは黒色のビジネススタイルのものとする。

(2) (通学靴・上履き)

① 通学靴は運動靴やスニーカーもしくはローファー等とする。ただし、サンダル等は認めない。

② 上履きは指定のものとする。構内の舗装地面での使用を認める。

(3) (通学鞆)

必ず携行し、華美でないものとする。フォーマル時には黒、紺、グレー等の手提げカバン (スクールバッグ等) が望ましい。

(4) (頭髪)

清潔感のある頭髪とする。

(5) (防寒着)

華美でない防寒着の着用を認める。

(6) (その他)

化粧及びそれに類するもの、装身具（アクセサリ類）は禁止とする。

2 諸届

(1) (欠席・遅刻・早退・忌引)

欠席・遅刻・早退・忌引などの必要性が生じたときは、事前にHR担任に連絡する。なお、事前に連絡ができない場合は、保護者が学校に連絡をする。

(2) (長期欠席)

欠席が引き続き7日以上に及ぶときは、その旨を保護者が学校に連絡する。また、必要に応じて、医師の診断書または欠席の理由を証明する書類を添えて届け出なければいけない。

(3) (遅刻届)

遅刻をしたときは、職員室で遅刻届の発行を受けて教室に入り、授業担任に遅刻届を提出する。

(4) (早退届)

早退をするときは、職員室で早退届を提出し、帰宅後は速やかに学校に報告をする。

(5) (忌引)

忌引きの日数は父母7日、兄弟姉妹3日、祖父母3日、伯叔父・伯叔母1日である。

(6) (自転車通学)

自転車で通学する場合は、自転車保険等に参加をし、自転車通学届を提出すること。届け出後、学校指定のステッカーを通学用自転車に貼付し、構内では指定された駐輪場を利用する。ヘルメットの着用は努力義務とする。

(7) (アルバイト)

特別な事情があつてアルバイトを行う場合は、保護者が承諾のうえアルバイト届を提出する。

(8) (器物の破損・紛失)

校内で器物を破損・紛失したときは、速やかに担任等へ報告し、破損・紛失届を提出する。

(9) (異装届)

病気等で制服を着用することができない場合は担任に申し出て異装届を提出する。

(10) (スマートフォン・携帯電話)

スマートフォン・携帯電話の校内への持ち込みを希望する場合は、スマートフォン・携帯電話持込届を提出する。

3 生活

(1) (規範)

高校生として規律正しい生活を守り、社会のルールやモラルを守ること。

(2) (始業・下校時刻)

始業時刻(8時40分)までに登校し、下校時刻(16時00分)までに下校すること。
部活動等で残留する場合は最終下校時刻(19時00分、休日は17時00分)までに下校すること。ただし、早く帰る日は17時45分、ノー残業デーは16時45分までとする。

(3) (物品管理)

- ① 貴重品を含む物品は個人ロッカーで管理する。
- ② 学校生活において不要と判断されるものを持ち込んだり使用したりしてはならない。

(4) (特別な指導)

生徒としての本分に反した場合や学校の秩序を著しく乱すような行為が認められた場合は特別な指導を実施する。

4 運転免許

(1) (免許取得)

自動車・バイク等の運転免許の取得は原則として在学中は許可しない。

(2) (特例)

卒業年次において、卒業後直ちに運転免許を必要とする者が在学中に自動車学校への入校を希望するときは学校長の許可を受けなければならない。

補足事項

2 諸届

(7) アルバイト

- ① アルバイトは、6時から21時までとする。なお、平日は1日3時間以内、土日祭日

は1日6時間以内(全ての作業を含む)、また、アルバイトのできる日数は、1週間最大5日間までとする。

- ② 定期考査の1週間前から考査期間中及び再考査に該当した場合は、その期間が終了するまでアルバイトは行わないこと。
- ③ 高校生のアルバイト先としてふさわしくないと考えられる業種は禁止とする。
- ④ 学業不振や素行が悪いと判断された場合、または上記について違反があった場合は、アルバイトの中断を含め、生活改善のための支援を学校が行う。

(10) (スマートフォン・携帯電話)

- ① 学校が定めるスマートフォンの使用に関する規定を確認した書類を提出する。
- ② 学校メール配信に登録する。
- ③ 家庭でのルールを3つ定めて守る。
- ④ SHR・掃除・授業中の使用は、原則禁止とする。担当教員の許可がある場合は使用を認める。
- ⑤ 歩きスマホ(イヤホン含む)は禁止とする。

※上記を基本として時代に合ったマナー・モラルの意識向上を目指すものとする。